

定期の第 1 期の標準接種期間の者に対する積極的な接種勧奨の再開

日本脳炎の予防接種については、「日本脳炎に関する小委員会中間報告」を受けて、予防接種の積極的な勧奨の再開について、以下のとおり「日本脳炎の予防接種について」（平成 22 年 4 月 1 日付健発 0401 第 19 号厚生労働省健康局長通知及び薬食発 0401 第 25 号厚生労働省医薬食品局長通知）を発出したところである。

（ 概 要 ）

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法第 3 条第 1 項に基づく定期予防接種における同法施行令第 1 条の 2 の表に規定する生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者に対する予防接種については、積極的な勧奨を行う段階に至ったものとされたことから、市町村は、「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」に定める第 1 期の標準的な接種期間に該当する者（平成 22 年度においては 3 歳に対する初回接種）に対して積極的な勧奨を再開すること。

①市町村

- ・ 日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握に努めること。

②医療機関

- ・ 市町村から日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握に関する依頼があった場合には、これに協力すること。
- ・ 予防接種後の副反応を診断した場合には、保護者の同意を得て、直ちに当該接種者の居住区域を管轄する市町村長へ報告すること。
- ・ 製造販売業者等から薬事法に基づく副反応等に関する情報収集の協力依頼がなされた際には、当該情報収集の協力を努めること。

③製造販売業者等

- ・ 重篤場副作用等の情報を把握した場合は、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告すること。
- ・ 医療機関に対し、適正使用に関する情報提供を行うとともに、安全性に関する情報等の収集に努めること。
- ・ 第 1 期の初回接種（2 回接種）に必要なワクチンの確保等について、事前に医療機関と十分に協議等を行うとともに、予約注文状況及び在庫状況等の把握し、医療機関に対して適切な情報提供を行うこと。
- ・ 在庫の偏在等発生しないよう卸売販売業者等と連携した対応を図ること。